

サントラスト株式会社

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

労働者派遣事業に関する情報

労働者派遣法に基づき、当社のマージン率等に関し下記の通り公開いたします。

■ マージン率とは

派遣先様よりサントラスト株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額を「マージン」といい、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

■ サントラスト株式会社の労働者派遣実績及びマージン率等

【拠 点】	足利市伊勢町四丁目三番地三 阿部ビル2階B号室
【派遣労働者数】	65名（2024年6月現在）
【派遣先事業者数】	5社
【① 労働者派遣料金】注1	139,82円
【② 派遣労働者の賃金】注2	9,299円
【マージン率】注3	33.50%

注1：1日8時間当たりの平均派遣料金を表しています

注2：1日8時間当たりの平均賃金

注3：1日(① - ②) / ①

■ マージンに含まれる主な費用

下記のとおりとなります。

1. 社会保険料：健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業負担分

2. 会社運営費用

- 1) 健康診断費用：一般健診及び生活習慣予防検診の主審費用
- 2) 募集費用：派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌・WEB）
- 3) 就業管理費用：派遣労働者の就業に関する費用
- 4) 営業費用：スタッフの人件費・事務所費

■ 教育訓練に関する事項

・新規採用者訓練、製造・ものづくり教育訓練、生産管理教育訓練、リーダー育成研修